

でんさいネットのご利用の際の留意事項について(でんさいライト用)

	項目	ご留意いただきたいこと									
1.	でんさいライトサービスに	でんさいライトは、インターネットバンキング契約がなくてもでん									
	ついて	さい*1 を利用できるサービスです。基本手数料はかかりません。イ									
		ンターネットに接続できる環境、当会社所定のインターネットブラ									
		ウザがあれば、現在お使いのパソコン・スマートフォン・タブレッ									
		トを通じてご利用いただくことができます(専用のアプリをインス									
		トールする必要はありません)。									
2.	利用料	▶ でんさいライトを利用して記録請求を行う場合および FAX 通知									
		を利用する場合には、当会社が定める利用料(手数料)(※1)									
		を、当会社宛にお支払いいただきます(※2)。									
		(※1) 当会社が定める利用料(手数料)の金額は、当会社のウ									
		ェブサイト上に掲示していますのでご確認ください。									
		(※2) お客様から予めお届出いただく手数料引落口座から当会									
		社所定の日に引き落とします。									
		▶ 利用契約の解約または解除時において当会社への未払手数料等が									
		ある場合には、当会社所定の引落日に手数料引落口座から引き落									
		とします。									
		▶ 当会社が定める利用料(手数料)以外に、窓口金融機関*2 が定め ス利用料(手数料)がかかる担合がたります。詳しくは、連接									
		<u>る利用料(手数料)がかかる場合があります。詳しくは、直接、</u>									
		窓口金融機関宛にお問い合わせください。									
3.	サービスの提供時間(営業	▶ でんさいライトは、銀行営業日の午前8時から午後7時までご利									
	日・営業時間)	用いただけます(※)。なお、当日付で取り扱う記録請求につい									
		ては午後3時までに行う必要がありますのでご注意ください。									
		▶ 届出事項の変更その他の窓口金融機関が受け付けることとしてい									
		<u>るサービスの受付時間は、当該窓口金融機関宛にお問い合わせく</u>									
		<u>ださい。</u>									
		(※) サービス提供日・提供時間は事前に通知することなく変更									
		することがあります。また、サービス終了時刻間際に操作さ									
		れた場合など、お手続いただく時間帯によっては当日中に手									
		続が完了しない場合やご利用いただけない場合がありますの									
		でご了承ください。									
4.	利用環境	▶ でんさいライトは当会社所定の環境でご利用いただく必要があり									
		ます。当会社所定の利用環境については、当会社のウェブサイト									
		上でご案内します。									



全銀電子債権ネットワーク

	項目	三型電子である。
5.	利用申込	▶ でんさいライトサービスをご利用いただくに当たって、お客様の
		窓口金融機関において審査を行います。審査の結果、お客様のご
		希望に添えない場合がございます。
		▶ また、ご利用の開始に当たって、当会社からお客様宛にでんさい
		ライトの管理者 ID、初期パスワード等を記載した通知を発送い
		たします。
		▶ なお、でんさいライトサービスでは、保証利用限定特約はお取扱
		いしておりません。
6.	でんさいライトで利用でき	▶ でんさいライトでは、以下の①~③のサービスはご利用いただく
	ないサービス	ことはできません。
		① 単独保証記録*3の請求・承諾
		② 指定許可*4 先の登録
		③ 譲渡記録請求時の債権金額指定(譲渡記録請求時に、譲渡
		するでんさいを一意に特定するキー項目として「債権金
	N	額」を指定できる機能のことをいいます。)
7.	決済口座、手数料引落口座	▶ でんさいライトサービスのお申込に当たっては、決済口座(※)
	の届出および制限事項	および手数料引落口座を窓口金融機関にお届出いただく必要があ
		ります。なお、お申込時における決済口座と手数料引落口座は同
		一の口座とさせていただきます。
		(※)決済口座は、1利用契約ごとに単一の決済口座とする必要
0	利用者番号	があります。 > お客様には、1法人(個人事業主である場合には1人)につき1
8.	利用徂留力	つの利用者番号を付与いたします。
		▶複数の窓口金融機関をご利用する場合であっても、利用者番号は
		同一(1つ)です。
		でんさいライトと窓口金融機関が提供するインターネットバンキ
		ング等を通じたでんさいネットサービスを併用する場合であって
		も、利用者番号は同一(1つ)です。
		(※例えば、法人のお客様が本社と支社で異なる窓口金融機関を
		ご利用になる場合であっても、利用者番号は同一(1つ)で
		す。)
		(※すでに利用者番号をお持ちのお客様が、別の参加金融機関に
		利用申込をされる場合には、その利用者番号をお申し出くだ
		さい。誤って2つの利用者番号が付与され、後日、その事実
		が判明した場合には、早く通知された利用者番号に名寄せを
		させていただきます。)



	項目	全球電子債権不ットワーク ご留意いただきたいこと
9.	でんさいライトのユーザ管	➤ お客様は、5.の通知でお知らせする管理者 ID、23.でご登録いた
	理等	だく利用者 ID およびそれらに付随するパスワードその他の情報
		ならびにでんさいライトサービスのご利用に当たって必要な機器
		等については、お客様ご自身の責任において厳重に管理する必要
		があります。なお、お客様が管理者 ID のパスワードについて、
		当会社所定の回数を超えて連続して届出と異なるパスワードを入
		力した場合、当会社はお客様に事前に通知することなく、管理者
		ID の利用を停止します。利用を停止された管理者 ID の利用を再
		開するためには、当会社所定の手続が必要となります。また、管
		理者 ID・パスワードを失念した場合、当会社所定の手続を行う
		ことにより管理者 ID・パスワードの再発行を申請することがで
		きます。
10.	でんさいの発生(手形の振	▶ でんさいライトサービスの利用者を債務者とするでんさいを発生
	出に相当)	させる際の債権金額は、1円以上 100 万円以下です。債権金額
		は、1円単位で設定いただけます。 なお、でんさいの受取に際し
		ては、上記の金額制限は適用されません。
		▶でんさいの支払期日(手形のサイト)は、電子記録年月日(でん)
		さいの発生日)から起算して3銀行営業日を経過した日以降で10
		年後の応当日までの範囲で設定いただけます。
11.	でんさいの譲渡(手形の裏	➤ でんさいを譲渡する場合は、原則として当該でんさいを保証して ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	書に相当)	いただく取扱いになります(手形の裏書に相当)。すなわち、債
		務者が支払えなかった場合には(支払不能*5)、でんさいを譲渡した。
		したお客様は、債権者に対して、支払義務を負うことになりま - オ
		す。 なお、でんさいを譲渡する際には、1円以上 100 万円以下との制
		限は適用されません。
		► 債権者利用限定特約(でんさいの債務者とはならない特約)を締
		結したお客様であっても、でんさいを譲渡する場合は、原則とし
		て当該でんさいを保証する取扱いになります。
12.	でんさいの分割譲渡	▶でんさいは、債権金額を二つに分割して、片方のでんさいを譲渡
	- 22.6	することができます。
		(※例:1,000 万円のでんさいのうち、800 万円を分割譲渡し、
		残りの200万円のでんさいを自分の債権として保有。)
		▶分割のみの取扱いはできません。



		全銀電子債権ネットワーク
	項目	ご留意いただきたいこと
13.	でんさいの取消等	> でんさいの発生、譲渡等は、記録日から起算して最大5銀行営業
		日(記録日から支払期日までの日数により異なります。)の間、
		発生、譲渡等の記録請求をしたお客様の相手方が単独で取り消す
		ことができます(取消可能な期間を経過した場合は、「でんさい
		の記録内容の変更」の手続きが必要になります。)
14.	でんさいの記録内容の変更	▶ 利害関係者全員のご承諾が無いと、でんさいの記録内容を変更す
		ることはできません。
		(※利害関係者が3名以上いる場合、でんさいの記録内容の変更
		が非常に困難になることがあります。でんさいの記録請求
		は、内容をよくご確認のうえ、行ってください。)
		▶ でんさいライトの利用者を債務者とするでんさいについて債権金
		額を変更する場合、1円以上 100 万円以下の範囲で変更いただけ
		ます。
15.	記録請求の制限期間	▶ でんさいの支払期日が近づくと、支払準備のため、記録請求が制
		限されます。
		(※例えば、譲渡や分割譲渡の記録請求は、対象となるでんさい
		の支払期日の3銀行営業日前までに行う必要があります。詳
		しくは、「ご参考2」をご参照ください。)
16.	電子記録および通知	▶当会社がお客様から記録請求を受け付けたこと等により、電子記
		録を行った場合、お客様から予めお届出いただいた電子メールア
		ドレス宛の電子メールやでんさいライトのウェブサイト画面上で
		の表示により、その電子記録の内容を通知します(※)。
		(※) 口座間送金決済による支払等記録などの一部の電子記録を
		除きます。



	項目	三型電子関係イットソーク							
17.	でんさいの決済 (支払い)	> でんさいの決済(支払い)は、「口座間送金決済」により行いま							
	(口座間送金決済*6)	す。債務者のお客様は、当該でんさいの口座間送金決済に間に合							
		うよう、決済口座に資金をご準備ください。							
		(※具体的な資金の準備期限については、窓口金融機関にご確認							
		<u>ください。)</u>							
		> 支払期日に口座間送金決済による支払いができない場合、債務者							
		のお客様には支払不能処分(手形の不渡処分と同様の処分)が科							
		されます。							
		(※詳しくは、「19. 支払不能処分制度」をご参照ください。)							
		▶支払資金は、支払期日に債権者口座に送金されます。ただし、							
		権者口座への入金時間は、債務者の資金準備状況などによって異							
		なります。入金状況は、自身の窓口金融機関にご確認ください。							
		▶債務者と債権者の間の取り決めにより、口座間送金決済以外の方							
		法で支払いをした場合であっても、支払期日の3銀行営業日前ま							
		でに支払等記録が記録されていない場合は、口座間送金決済が行							
		われます。							
		▶債務者に支払不能が発生した場合、当該でんさいの譲渡に際して							
		保証をした譲渡人は、債権者に対して、支払義務を負います。							
		▶電子記録保証人*7 が債務者に代わって支払いをし、かつ、支払者							
		として支払等記録を記録した場合、特別求償権*8 を取得します。							
		電子記録保証人はご自身より前に記録されているすべての電子記							
		録保証人および債務者に対して、求償することができます。							
18.	口座間送金決済の中止	▶債務者のお客様は、契約不履行等、でんさいの支払いを中止する							
		正当な理由がある場合、債権者の同意がなくても、口座間送金決							
		済を中止することができます。ただし、この場合でも口座間送金							
		決済が行われていないため、「支払不能」として取り扱われ、支払							
		不能処分の対象となりますので、必ず窓口金融機関を通じて口座							
		間送金決済の中止の依頼と併せて異議申立をしてください。							
		(※詳しくは、「20. 異議申立の手続」をご参照ください。)							



	全銀電子債権ネットリーク								
項目	ご留意いただきたいこと								
支払不能処分制度(電子交	▶ 支払期日に口座間送金決済による支払いができなかった場合(支								
換所の取引停止処分制度に	払不能)、当該債務者のお客様には、原則として支払不能処分が								
相当)	科されます。								
	≻ 支払不能処分の主な内容は、以下のとおりです。								
	・でんさいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報は								
	すべての参加金融機関に対して通知されます。								
	・1回目の支払不能となったでんさいの支払期日から6か月以内								
	に2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、29								
	の「取引停止処分」が科されます。この情報はすべての参加金融								
	機関に対して通知されます。「取引停止処分」が適用された債務								
	者は、「債務者利用停止措置」および「参加金融機関との間の貸								
	出取引禁止」が科されます。								
	▶同日に複数のでんさいが支払不能となった場合は、1回とカウン								
	トします。								
	▶電子交換所の取引停止処分制度とは別の制度ですので、手形の不								
	渡処分回数との合算はいたしません。								
異議申立の手続	▶ 契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場								
	合に口座間送金決済を中止するときは、債務者のお客様は異議申								
	ます。 ます。								
	ただし、債務者のお客様が異議申立をする場合には、支払期								
	前銀行営業日までに窓口金融機関にその旨の申し出をしていただ								
	き、支払期日までに債権金額相当額(異議申立預託金)を窓口金								
	融機関にお預けいただくことが必要です。								
	(※異議申立預託金は、異議申立の手続が終了したときに返還し								
	ます。)								
でんさい割引申込等通知	▶お客様の窓口金融機関が、でんさい割引を提供している場合であ								
	って、当該でんさい割引の申込の受付およびその諾否の回答にで								
	んさいライトを使用することとしているときに限って、でんさい								
	ライトによりそれらのサービスをご利用いただくことができま								
	す。窓口金融機関における取扱い状況については各窓口金融機関								
	宛にお問い合わせください。								
	換所の取引停止処分制度に相当)								



	項目	生球電子傾惟不ットワーク ご留意いただきたいこと								
22.	記録事項の開示	▶「記録事項」の開示請求ができる方は、当該でんさいの利害関係								
		者(債務者、債権者、電子記録保証人(でんさいの譲渡人を含								
		む。))とその窓口金融機関です。								
		➤でんさいライトでは、最新債権情報開示(※)および定例発行方								
		式の残高証明書の発行請求を行うことができます。その他の開示								
		請求については窓口金融機関宛にお申し出ください(定例発行方								
		式の残高証明書は窓口金融機関宛に発行請求していただくことも								
		可能です。)。								
		(※) でんさいの電子記録事項のうち請求時点の債権の金額、支								
		払期日等、債務者、債権者、電子記録保証人の情報の開示請								
		求(でんさいライトのウェブサイト画面上で表示され、閲覧								
		することができます。)								
23.	届出とその変更手続	以下の①~⑥の事項については、でんさいライトのウェブサイ								
		ト画面上でご入力いただくことにより当会社への届出や変更を								
		行うことができます。								
		①利用者 ID(管理者 ID は含みません。)								
		②利用者 ID(管理者 ID を含みます。)に係るパスワード								
		③利用者 ID(管理者 ID を含みます。)に係る携帯電話番号								
		④利用者 ID(管理者 ID を含みます。)に係る電子メールアド								
		レス								
		⑤FAX 番号								
		⑥記録請求の制限等の設定								
		▶ 上記①~⑥以外の事項については、窓口金融機関宛にお届出く								
		ださい。								
24.	他の記録機関との関係(記	▶でんさいネットと提携した他の電子債権記録機関の電子記録債権								
	録機関変更記録)	を、特定記録機関変更記録によりでんさいネットに移動すること								
		で、でんさいネットでお取扱いすることができます。								
		▶なお、でんさいネットのでんさいは、他の電子債権記録機関に移								
		動することはできません。								
25.	記録請求等の方法の変更	▶ でんさいライトサービスから窓口金融機関を通じて記録請求等を								
	(チャネル移行)	行う方法に変更することができます。変更手続の方法等について								
		は窓口金融機関宛にお問い合わせください。 <u>なお、お取扱いの状</u>								
		況により、直ちに変更できない場合もあります。								



全銀電子債権ネットワーク

	項目		ご留意いただきたいこと								
26.	お客様のご都合による利用	>	でんさいライトサービスの利用契約の解約を希望される場合、								
	契約の解約		窓口金融機関所定の手続により、窓口金融機関宛に解約をお申								
	74.1.		し出いただくことができます。								
		>	解約の効力は、解約しようとするでんさいライトサービスの利								
			用契約に係る以下の①~③のでんさいの全部が消滅したことを								
			支払等記録によって当会社が確認した時に生じます。								
			① お客様を債務者とするでんさい								
			② お客様を電子記録保証人とするでんさい								
			③ お客様を債権者とするでんさい								
27.	 利用契約の解除	>	お客様が以下の①~⑥の事由のいずれかに該当する場合、当会								
21.	不可用 天水 J V Z 为年 示		社および窓口金融機関はでんさいライトサービスの利用契約を								
			解除することができます。								
			① でんさいネット業務規程等で定める利用契約の解除事由に 該当した場合								
			② お客様の財産について仮差押、保全差押、差押または競売								
			手続開始があった場合								
			③ お客様の信用状態に重大な変化が生じたと当会社が判断し								
			た場合 の								
			④ 解散その他営業活動を停止した場合								
			⑤ 2.の当会社所定の利用料 (手数料) 等を 2 か月連続して支								
			払わなかった場合								
			⑥ でんさいライトサービスが法令等(マネー・ローンダリン								
			グ、テロ資金供与に係る内外法令等を含みます。)や公序良								
			俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると当会								
			社が判断した場合、および犯罪等への関与が疑われる等、								
			相当の事由があると当会社が判断した場合								
		>	解除の効力は、窓口金融機関がお客様に対し、通知する解除日								
			に生じます。								



[ご参考1:説明に使用する用語]

項目	ご注意いただきたいこと
*1 でんさい	でんさいネットが取り扱う電子記録債権のことです。
*2 窓口金融機関	でんさいネットに参加する金融機関のうち、お客様との間で利用契約を締結
	し、お客様の手続き等の窓口となる金融機関のことです。
*3 単独保証記録	単独保証記録とは、でんさいの譲渡を伴わずに、単独で保証人の電子記録保
	証を付すためにする記録です。単独保証記録は、債権者が請求し、電子記録
	保証人が請求を承諾することにより記録されます。
*4 指定許可(機能)	指定許可機能とは、取引先以外からの誤請求を防止するために、予め登録し
	た取引先からのみ、でんさいに関する各種請求を受け付ける機能です。
*5 支払不能	支払期日に口座間送金決済ができなかった状態のことです。
*6 口座間送金決済	債務者の窓口金融機関が支払期日に債務者の口座から債権金額を引き落と
	し、送金を行うことにより、債権者の口座に入金する決済方法のことです。
*7 電子記録保証人	でんさいの債務者に係る債務を保証する旨、保証記録により記録されたお客
	様のことです。通常は、でんさいを譲渡した際のでんさいの譲渡人が、これ
	に該当します。
*8 特別求償権	電子記録保証人が債務者の代わりに支払をし、かつ、支払者として支払等記
	録をした場合に、ご自身より前に記録されているすべての電子記録保証人お
	よび債務者に対して、求償できる権利のことです。

[ご参考2:支払期日前後の記録の制限]

支払期日を基準とした 記録請求日						決済情報提供日		口座間送金決済実施日			支払等記録日
(でんさいネット必着日) 各種記録請求と制限 (〇:記録請求可能) (△:条件付で記録請求可能) (一:記録請求不可)	7 銀行営業日前以前	6銀行営業日前	5銀行営業日前	4銀行営業日前	3銀行営業日前	2銀行営業日前	1銀行営業日前	支払期日	1銀行営業日後	2銀行営業日後	3銀行営業日後以降
1. 発生記録請求 (請求者: 債務者)	0	(注10)	(注10)	(注10)	〇 (注10)	_	_	_	_	_	_
(請求者:債権者)	0	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_
2. 譲渡記録請求 (請求者: 債権者)	0	(注10)	(注10)	(注10)	(注10)	_	_	_	_	_	△ (注5)
3. 分割記録請求 (請求者: 債権者)	0	(注10)	(注10)	(注10)	(注10)	_	_	_	_	_	_
4. 支払等記録請求 (口座間送金決済以外の方法で決済した場合)(注1) (請求者: 債権者)	0	0	0	0	0	_	_	△ (注6)	△ (注6)	△ (注6)	0
(請求者:支払者)	(注7)	_	_	_	_	_	_	△ (注6)	△ (注6)	△ (注6)	0
5.変更記録請求(1)住所など利用者属性情報に関する記録を変更する場合 (請求者:債務者、債権者、保証人(注2))	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(注8)
(2) 債権金額など利用者属性情報以外の記録を変更する場合 (注3) ①利害関係者が債務者と債権者しかいない状態 (譲渡や保証が行われる前) a. オンラインで承諾を得る方法 (注4) (請求者:債務者、債権者)	0	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
b. 書面で承諾を得る方法 (請求者:債務者、債権者)	0	0	0	0	(注9)	_	_	_	_	_	_
②利害関係者が3名以上いる状態(譲渡や保証が行われた後) (請求者:債務者、債権者、保証人(注2))	0	0	0	0	(注9)	_	_	_	_	_	_

- (注1) 口座間送金決済以外の方法で決済した場合は、自動的に記録されないため、支払等記録請求が必要。
- (注2) でんさいライトサービスの利用契約の場合は、譲渡に随伴する「譲渡保証」をした保証人 (譲渡人)。
- (注3)「一」の場合でも、差押えの記録を削除するための変更記録等は可。
- (注4) オンラインで承諾を得る方法で変更できる記録事項は、「債権金額」、「支払期日」、「譲渡先制限の有無」、「発生記録の取消」の4項目のみ。
- (注5) 支払等記録が行われていない場合であって、かつ、債務者が支払不能に関する異議申立をしていない場合に限り可。
- (注6)債務者の窓口金融機関(仕向金融機関)からでんさいネットに対し、支払不能通知が出された後であれば可(ただし、支払等記録が行われるのは支払期日の3銀行営業日後)。
- (注7) 支払期日以前の支払等記録の請求は、債務者または電子記録保証人に限り可。
- (注8) 債権金額全額について、債務者を支払等をした者とする支払等記録が行われていない場合に限り可。
- (注9) 書面での手続きとなるので、窓口金融機関によって書面の受付期限が異なる。
- (注10) でんさいライトサービスの利用契約の場合は可。